

令和3年 第11回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

| | | | | |
|--------------------|---|-----------|------|---------|
| 1 会 議 名 | 令和3年 第11回美瑛町農業委員会総会 | | | |
| 2 会 議 の 日 時 | 令和3年12月1日 午後3時24分～午後4時24分 | | | |
| 3 会 議 の 場 所 | 役場4階 委員会室 | | | |
| 4 会議の出席委員 (14名) | 1 番 | 荒 川 博 彦 | 2 番 | 真 田 佳 則 |
| | 3 番 | 大 場 男 | 4 番 | 成 田 敦 志 |
| | 5 番 | 上 村 昌 規 | 6 番 | 谷 口 学 |
| | 7 番 | 福 家 敏 春 | 8 番 | 平 間 初 美 |
| | 9 番 | 佐 藤 千 代 志 | 10 番 | 森 平 敏 文 |
| | 11 番 | 打 田 佳 史 | 12 番 | 有 富 友 昭 |
| | 14 番 | 谷 本 憲 一 | 15 番 | 只 野 透 |
| | | | | |
| 5 欠席委員 (1名) | 13 番 | 長 谷 川 宏 | | |
| 6 議事日程 | <p>日程第1 総会会期の決定について</p> <p>日程第2 議事録署名委員の指名について</p> <p>日程第3 諸般の報告について</p> <p>日程第4 議案第1号 令和3年11月18日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について</p> <p>日程第5 議案第2号 土地の現況証明願書の交付について</p> <p>日程第6 議案第3号 美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について(除外)</p> <p>日程第7 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)</p> <p>日程第8 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について(使用貸借)</p> <p>日程第9 議案第6号 農地法第3条の規定による許可の取消について</p> <p>日程第10 議案第7号 農用地利用集積計画(案)について(令和3年12月6日公告予定分)</p> <p>日程第11 協議案第1号 令和4年 美瑛町農業委員会総会開催日程について</p> | | | |
| 7 事 務 局 | 事務局長 富 田 敏 博 係 長 佐 藤 衡 一 主事補 佐 藤 麻由佳 | | | |

美 瑛 町 農 業 委 員 会

○事務局長 只今から、令和3年第11回美瑛町農業委員会総会を開会致します。本日の会議には、長谷川委員から、欠席の届出が提出されております。よって、本日の会議の出席委員は14名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることを、ご報告いたします。

これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。

美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。

一つ、心もからだもすこやかに、りっぱにつとめをはたしましょう。

一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。

一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。

一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。

○事務局長 開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

○只野会長 お疲れ様です。本日の農業新聞に転作にかかる助成金の見直しの記事が載っておりました。農業者にとっては非常に気になるところです。

さて、今晚は午後6時から農友会の総会があります。農業委員会の大先輩方が来られます。

また、本日の議案は中身が濃い内容です。スムーズな進行をお願いします。

以上、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○事務局長 それでは、会議規則第4条の規定により、議事の進行は只野会長にお願いいたします。

○議 長 これより、会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりです。

○議 長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。本総会の会期は、本日、一日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

【なしの声】

○議 長 異議なしと認めます。本日の総会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。

○議 長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、4番、成田委員、11番、打田委員を指名いたします。

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。

○事務局長 諸般の報告をいたします。
1、令和3年11月5日、令和3年第10回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外14委員が出席しております。
2、11月5日、町長と農業委員との意見交換会を開催し、会長外14委員が出席しております。
3、11月17日から19日、令和3年度農業委員道内視察研修を実施し、会長外13委員が参加しております。
4、11月22日、令和3年第3回一般財団法人美瑛町農業振興機構理事会が開催され、会長が出席しております。
5、11月30日、美瑛町議会第5回臨時会が開催され、会長が出席しております。

以上です。

○議 長 これで、諸般の報告を終わります。

○議 長 日程第4、議案第1号、令和3年11月18日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認についての件を議題とします。
議案第1号、番号1番及び番号2番までの件については、一括して審議いたします。
事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、令和3年11月18日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について。
農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知のあった、貸主、XXXXXXXXXXさん、借主、XXXXXXXXXXさん外1件について、同法第18条第1項のただし書きの規定に該当するかの審議を求めるものです。
番号1番、土地の表示、字名、XXXXXXXXXX、地番XXXXXXXXXX外2筆、面積計55,744㎡につきましては、貸主、XXXXXXXXXXさんから、貸主、XXXXXXXXXXさんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和3年11月18日付で合意解約です。
番号2番、土地の表示、字名、XXXXXXXXXX、地番XXXXXXXXXX、面積17,833㎡につきましては、貸主、XXXXXXXXXXさんから、貸主、XXXXXXXXXXさんへの農地法3条による賃貸借でしたが、令和3年11月18日付で合意解約です。後程、議案第4号にて売買がなされる予定です。
今回提出された2案件につきましては、通知書の記載内容等を確認したところ土地引き渡し6ヶ月以内に書面合意されているものであり、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなさ

れているため、賃貸借の解約が成立していると考えられます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 事務局 訂正があります。ただいまの議案第1号番号1番につきまして、貸主のところ、**（ ）**（ **）**と言いましたが**（ ）**（ **）**と訂正させていただきます。
それから、番号1番と2番。借主のところを、貸主というふうに発言しましたけれども、借主ということで、訂正させていただきます。
- 議 長 これより、議案第1号、番号1番及び番号2番の件について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第1号、番号1番及び番号2番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 日程第5、議案第2号、土地の現況証明願書の交付についての件を議題とします。
議案第2号、番号1番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第2号、土地の現況証明願書の交付について。
農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願書の提出のあった**（ ）**の証明書交付の可否について、次のとおり審議を求めるものです。
番号1番、土地の表示、字名、**（ ）**。地番**（ ）**、1筆。地目、登記簿、畑。現況、原野。面積計17,307㎡です。
土地所有者及び申請者、**（ ）**、**（ ）**、**（ ）**、農振農用地区域外、都市計画区域外です。
この土地につきましては、表土が無く収穫が見込めず農地利用が難しいため、地目変更登記の申請を予定しているものがあります。
以上で説明を終わります。
- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります**（ ）**から補足説明します。

- ■■■■■ この土地はですね、今日、現地確認してきたところではございますが、先月、第2班の皆さんも確認しているかと思えます。■■■■■のちょうど■■■■■の倉庫の裏に当たるところでございまして、各委員さん、同じ気持ち、考えだと思っております。この後、皆さんからご意見をいただきながら、審議していきたいと思えますのでよろしくお願ひします。
- 議 長 番号1番について、現地調査の結果を■■■■■よりお願いいたします。
- ■■■■■ それでは、発表いたします。
ここは、現地担当の■■■■■より説明があったとおりでございますが、現状を見る限りですね、まだ耕作可能という形で判断してきました。今年、何か作ったような後で、作業した後もあるんですけども、今後、耕作努力をしていただくということで今回見送りという形で、1班の私たちの方で決めてもらいました。
このことについてですね、またちょっと、ご意見をいただいでから、ということでもよろしくお願ひいたします。
- 議 長 ありがとうございます。
この件については、数人の委員さんに意見を聞いてみたいと思ひます。
いきなりでよろしいですか。■■■■■委員お願ひします。
- ■■■■■ 委員 この件につきましてですね、前回2班のほうでも、現地をちょっと確認してきてございます。今日1班の方々も見られたと思うんですけども、やはりもうちょっと何か畑的には使えそうな気はします。もうちょっと何かいい方向性がないのかなという、気はしてございます。以上です。
- 議 長 ■■■■■委員、どうですか。
- ■■■■■ 委員 私も先月、2班で見えてきましたけども、言われるとおりに、傾斜もそれほどきつくななく、雑草が生えていたんですけども、農地整備を努力すれば、復活できるんじゃないかなというふうに判断します。
- 議 長 ■■■■■委員、どうでしょう。
- ■■■■■ 委員 私はですね、本日、一緒に確認させてもらったんですけども。現況の原野ということですけども、原野というよりは、畑としてまだまだ利用できるんじゃないかなというふうに思ひますし、法人としてやられているということもありますんで、

まだまだ畑として利用する方法はあるんじゃないのかなあと思うので、今回に関しては、原野としての、証明書の交付というのはできないのではないかと思います。

- 議長 ありがとうございます。
これより、議案第2号、番号1番について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

- 議長 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第2号、番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手なし】

- 議長 長 挙手なしのため、本件は否決されました。

- 議長 長 日程第6、議案第3号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について、除外の件を議題とします。
それでは、議案第3号、番号1番について事務局から説明をお願いします。

- 事務局 議案第3号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について、除外。
農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農用地区域の除外について、同法施行規則第3条の2第1項の規定により意見を附すので、審議をお願いします。
番号1番、[REDACTED]、1筆。登記簿、畑、現況、山林、面積計5,922㎡。
所有者及び申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。
除外目的は現況等を考慮しての除外です。許可理由としては国が示したガイドラインに基づくものとなります。
以上で説明を終わります。

- 議長 長 議案第3号、番号1番について、現地調査の結果を、[REDACTED]班長よりお願いいたします。

- [REDACTED]班長 この件につきましては先ほど1班で見えてまいりました。白樺と落葉の木がそれぞれ数メートルのような状態で、今後、問題はないのかなど。審議のほどよろしく願いいたします。

- 議長 長 ありがとうございます。
これより、議案第3号、番号1番について、質疑に入ります。

発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第3号、番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議 長 日程第7、議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転の件を議題とします。
議案第4号、番号1番について、事務局から説明をお願いします。

- 事務局 議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転。
農地法第3条の規定による農地の所有権移転申請のあった、譲渡人、■■■■さん、譲受人、■■■■さん、外4件の許可の可否について審議を求めるものです。
なお、議案第3号で審議いただく5案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件をすべて満たしています。機械、労働力、技術、通作距離等をみても問題ないこと。農業委員会が定める別段面積を超えていることから要件を満たしております。
番号1番、土地の表示、字名、■■■■、地番■■■■外12筆、面積計152,037㎡につきましては、譲渡人、■■■■さん、譲受人、■■■■さんへの贈与による所有権移転申請です。
申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約4.9kmの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は高齢につき後継者である譲受人に申請地を贈与したい、譲受人は、譲渡人の申請理由により承認願います、とのことです。
詳細につきましては議案4ページをご確認ください。
以上で説明を終わります。

- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

- 委員 今、事務局の説明のとおりであります。第2年度から■■■■君に経営移譲するということで、何ら問題ないと思います。審議のほうよろしく願います。

- 議 長 ありがとうございました。

これより、議案第4号、番号1番について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第4号、番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議長 続いて、議案第4号、番号2番について、事務局から説明をお願いします。

- 事務局 番号2番、土地の表示、字名、XXXXXXXXXX、地番XXXXXX、1筆、面積計7,151㎡につきましては、譲渡人、XXXXXXXXXXさん、譲受人、XXXXXXXXXXさんへの売買による所有権移転申請です。

申請箇所は JR 美瑛駅からXXXXXXに約5.3kmの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は該当農地処分のため譲受人に売却したい、譲受人は譲渡人の申請理由により承認願います、とのことです。

価格はXXXXXX円で10a当りXXXXXX円です。詳細につきましては議案5ページをご確認ください。

以上で説明を終わります。

- 議長 只今の説明に関連して、地区担当委員でありますXXXXXX委員から補足説明をお願いします。

- XXXXXX委員 ただいま事務局からの報告のとおりです。XXXXXXさんは、既にリタイヤされており、昨年12月に、農地の大半を集積にてXXXXXX氏に贈与されておりました。この農地の耕作条件も非常に悪いということで、今回、3条にて申請をさせていただきました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長 ありがとうございます。
これより、議案第4号、番号2番について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第4号、番号2番について、原案どおり決定することに

賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて、議案第4号、番号3番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 説明の前に、大変申し訳ございません。議案の訂正があります。6ページの議案、土地の表示の下、地目、現況、さらに1番下のところになりますが、畑16筆というふうに書いてありますが、17筆となつてございますので、訂正のほうお願い致します。大変失礼いたしました。
- 番号3番、土地の表示、字名、■■■■、地番■■■■外16筆、面積計35,786.47㎡につきましては、譲渡人、■■■■さん、譲受人、■■■■さんへの売買による所有権移転申請です。
- 申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約11.1kmの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は該当農地処分のため、譲受人に売却したい、譲受人は、譲渡人の申請理由により承認願います、とのことです。
- 価格は■■■■円で10a当り■■■■円です。
- 詳細につきましては議案6ページをご確認ください。
- なお、■■■■につきましては、先ほど机の上に置きました別途資料、農場の全部事項証明書と5か年計画、それから、決算等を参考にいただきまして、審議のほうをよろしく願います。
- 以上で説明を終わります。
- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。
- 委員 今、事務局より説明のあったとおりでございます。■■■■さんにつきましては、この土地を離れまして、かなり年数が経っております。今後、畑作をやることもないということで、■■■■さんを買ってほしいという話がありました。それで今回、■■■■さんも、株式会社になったということで、何ら問題はないと考えております。審議のほどよろしく願います。
- 議 長 ありがとうございました。
- これより、議案第4号、番号3番について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
- 【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、

採決いたします。

議案第4号、番号3番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議長 続いて、議案第4号、番号4番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号4番、土地の表示、字名、■■■■、地番■■■■、1筆、面積計2,426㎡につきましては、譲渡人、■■■■さん、譲受人、■■■■さんへの売買による所有権移転申請です。
申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約11.1kmの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は、該当農地処分のため、譲受人に売却したい。譲受人は、譲渡人の申請理由により承認願います、とのことです。
価格は■■■■円で10a当り■■■■円です。
詳細につきましては議案7ページをご確認ください。
以上で説明を終わります。
- 議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。
- 委員 この件につきましては今、事務局から説明あったとおりでございます。前段の3番の■■■■さんの件にちょっと絡んでですね、■■■■さんの土地を調べて、地区に■■■■さんの土地の一部、残っていたということが出てきてまして、今回、■■■■さんに売却するということになりました。何ら問題なく、経営しておりますので、審議のほどよろしく願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。
これより、議案第4号、番号4番について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
はい、■■■■委員。
- 谷口委員 これ、面積が2,436㎡っていうことなんですけれども、売買価格が10a当たり■■■■万円って、ちょっとずれてるような気はするんですけど。
- 議長 休憩します。
【休憩後】
再開します。

○事務局 大変失礼いたしました。議案の10a当たりの単価のほうの間違っておりました、訂正していただきたいと思っております。10a当たり■■■■円ということで、訂正のほうをお願いいたします。大変失礼いたしました。

○議 長 他に質疑ありませんか。
【なしの声】

○議 長 これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第4号、番号4番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 続いて、議案第4号、番号5番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号5番、土地の表示、字名、■■■■、地番■■■■、1筆、面積計17,440㎡につきましては、譲渡人、■■■■さん、譲受人、■■■■さんへの売買による所有権移転申請です。
申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約1.3kmの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は、該当農地処分のため、譲受人に売却したい、譲受人は、譲渡人の申請理由により承認願います、とのことです。
価格は■■■■円で10a当り■■■■円です。
詳細につきましては議案8ページをご確認ください。
以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 この件につきましてはただいま事務局より説明があったとおりでございまして、■■■■さんにつきましては、新規就農ということで、5年の賃貸のうち、やっと自分の土地になるということでの売買ということで、何ら問題ないかと思われまして。
どうぞ、ご審議のほうよろしくお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。
これより、議案第4号、番号5番について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、

採決いたします。

議案第4号、番号5番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 日程第8、議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請について、使用貸借の件を議題とします。
議案第5号、番号1番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請について、使用貸借。
農地法第3条の規定による農地の使用貸借権設定申請のあった、貸主、■■■■さん、借主、■■■■さん外4件の許可の可否について審議を求めるものです。
なお、議案第5号で審議いただく案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件をすべて満たしていると思われま。機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題ないこと。農業委員会が定める別段面積を超えていることから要件を満たしております。
番号1番、土地の表示、字名、■■■■、地番■■■■ 外65筆、面積計343,979㎡につきましては、貸主、■■■■さんから借主、■■■■さんへの使用貸借権設定申請です。
申請箇所はJR美瑛駅から■■に約5.5kmの箇所で、使用貸借設定の理由は、後継者である借主へ貸付したい。借主は自己の営農を確立させる為、申請地を使用貸借により借受したい、とのこと。詳細につきましては議案9～11ページをご確認ください。
以上で説明を終わります。
- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。
- 委員 ただいま事務局からの説明のとおりです。この件につきましては経営移譲によるものだと思います。
■■■■さんにつきましては以前、地区の条件の悪いところも引き取ってもらって、意欲的にやっています。これからも、堅実な農家で、やってくれるかなと思います。特に問題ないかなと思っています。
以上です。
- 議 長 ありがとうございました。

これより、議案第 5 号、番号 1 番について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第 5 号、番号 1 番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議 長 続いて、議案第 5 号、番号 2 番について、事務局から説明をお願いします。

- 事務局 番号 2 番、土地の表示、字名、■■■■、地番■■■■外 7 7 筆、面積計 398,410 m²につきましては、貸主、■■■■さんから借主、■■■■さんへの使用貸借権設定申請です。

申請箇所は JR 美瑛駅から■■■■に約 6.2 km の箇所で、使用貸借設定の理由は、後継者である借主へ貸付したい、借主は自己の営農を確立させる為、申請地を使用貸借により借受したい、とのことです。

詳細につきましては議案 1 2 ～ 1 4 ページをご確認ください。

以上で説明を終わります。

- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

- 委員 ただいま事務局の説明のとおりです。■■■■君は、地元の消防団、また農業青年部、すずらんクラブ等にも加盟して、一生懸命やっています。農業に関しましては 10 年ほど前から手伝っており、今では、全ての作業がほぼできるかなと。間違いなく処理してもらえと思っています。何ら問題ないかなと思います。

よろしく願います。

- 議 長 ありがとうございます。
これより、議案第 5 号、番号 2 番について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、

採決いたします。

議案第5号、番号2番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて、議案第5号、番号3番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号3番、土地の表示、字名、XXXXXXXXXX、地番XXXXXX、1筆、面積計10,527㎡につきましては、XXXXXXXXXXの貸主、XXXXXXさんから借主XXXXXXさんへの使用貸借権設定申請です。申請箇所はJR美瑛駅からXXXXXXに約5.7kmの箇所で、使用貸借設定の理由は、後継者である借主へ貸付したい、借主は自己の営農を確立させる為、申請地を使用貸借により借受したい、とのことです。また、今回の申請につきましては経営移譲という事でXXXXXXXXXXXXにてXXXXXX町内の農地について同様に審議となっております。詳細につきましては議案15ページをご確認ください。以上で説明を終わります。
- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員でありますXXXXXX委員から補足説明をお願いします。
- XXXXXX委員 ただいま事務局の説明のとおりです。XXXXXXさんにつきましては、こちらから行くと国道側にXXXXXXという看板がありまして観光農園をやっています。多様な農業形態ということで、このような内容でやるのも、価値があるのかなと思っています。特に問題はないかなと思います。
- 議 長 ありがとうございました。これより、議案第5号、番号3番について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。議案第5号、番号3番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて、議案第 5 号、番号 4 番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号 4 番、土地の表示、字名、■■■■、地番■■■■外 1 4 筆、面積計 184,587 m²につきましては、貸主、■■■■さんから借主、■■■■さんへの使用貸借権設定申請です。
申請箇所は JR 美瑛駅から■■■■に約 7.9 km の箇所です。使用貸借設定の理由は、後継者である借主へ貸付したい、借主は自己の営農を確立させる為、申請地を使用貸借により借受したい、とのことです。
詳細につきましては議案 16 ページをご確認ください。
以上で説明を終わります。
- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。
- 委員 今、事務局より説明のあったとおりでございます。息子さんの■■■■君はですね、■■■■を終了した後、10 数年がたっております。経営も、自分が中心になってやっているようでございます。非常に健全な経営でございます。また、地域におかれてもですね、青年部役員、また、地域の行事などにも積極的に参加してきております。何ら問題はないかと思っておりますのでよろしく願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。
これより、議案第 5 号、番号 4 番について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第 5 号、番号 4 番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて、議案第 5 号、番号 5 番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号 5 番、土地の表示、字名、■■■■、地番■■■■外 1 5 筆、面積計 187,444.61 m²につきましては、貸主、■■■■さ

んから借主、■■■■さんへの使用貸借権設定申請です。

申請箇所は JR 美瑛駅から■■■■に約 8.3 km の箇所、使用貸借設定の理由は、後継者である借主へ貸付したい、借主は自己の営農を確立させる為、申請地を使用貸借により借受したい、とのことです。

詳細につきましては議案 17 ページをご確認ください。
以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 今、説明のあったとおりでございます。■■■■君ですけども、2 年ほど前にサラリーマンをやめまして、U ターンで戻ってきております。地元でも、2 年ぐらいしか働いてないんですけど、本当にこんなに地域になじんで、努力して働いているという評判であります。経営のほうも、何ら問題なくと思っておりますので審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。
これより、議案第 5 号、番号 5 番について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第 5 号、番号 5 番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第 9、議案第 6 号、農地法第 3 条の規定による許可の取消についての件を議題とします。
議案第 6 号、番号 1 番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第 6 号、農地法第 3 条の規定による許可の取消について。農地法第 3 条の規定による許可の取消申請があったので、可否について審議を求めるものです。
番号 1 番、土地の表示、字名、■■■■、地番■■■■、1 筆。地目、登記簿・現況ともに畑。面積計、974 m²。
譲渡人、■■■■、■■■■さん、譲受人、■■■■、■■■■さん。
当初の許可年月日は、令和 3 年 7 月 1 日。許可指令番号は、

美農委第 15 号指令です。

取消の理由について、本件の許可申請については、不動産を贈与契約により所有権移転予定だったが、譲渡人の意思決定・判断能力が不調に陥っている事から、不動産移転登記に係る事務処理が出来ない為、許可処分の取消を申請するものです。

○議 長 これより、議案第 6 号、番号 1 番について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第 6 号、番号 1 番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第 10、議案第 7 号、農用地利用集積計画、案について、令和 3 年 12 月 6 日公告予定分の件を議題とします。

議案第 7 号、番号 1 番から番号 3 番までの件は一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第 7 号、農用地利用集積計画案について、令和 3 年第 11 回令和 3 年 12 月 6 日公告予定分。

■■■■■さん外 2 件（改善組合承認済み）から利用権の設定等（所有権の移転 3 件）について、申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案について、審議をお願いいたします。

番号 1 番から 3 番につきましては、賃貸契約終了後の売買です。

番号 1 番、■■■■■、■■■■■さんから、■■■■■、■■■■■さんへの売買、田 1 筆、11,648 m²。■■■■■円で 10 a あたり■■■■■円です。

番号 2 番、■■■■■、■■■■■さんから、■■■■■、■■■■■への売買、畑 11 筆、計 40,267 m²。■■■■■円で 10 a あたり■■■■■円です。

番号 3 番、■■■■■、■■■■■さんから、■■■■■、■■■■■への売買、畑 5 筆、計 43,006 m²。■■■■■円で 10 a あたり■■■■■円です。

以上、設定を受ける者 3 件、1 名、2 法人、

設定をする者 3 件、3 名、

田 1 筆 11,648 m²

畑 16 筆 83,273 m²

計 17 筆 94,921 m² です。
以上で説明を終わります。

- 議 長 これより、番号 1 番から番号 3 番までの件について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第 7 号、番号 1 番から番号 3 番までの件を、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 日程第 1 1、協議案第 1 号、令和 4 年美瑛町農業委員会総会開催日程について。
協議案第 1 号について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 協議案第 1 号、令和 4 年の美瑛町農業委員会総会の日程につきまして、議案の通り案といたしまして、ここに提示させていただきました。承認いただければ令和 4 年につきましてはこの日程で、総会を開催していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。
- 議 長 協議案第 1 号について、発言のある方は挙手願います。
【なしの声】
- 議 長 このような日程で、よろしいでしょうか。
これで、協議案第 1 号を終わります。
- 議 長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。
以上をもちまして、令和 3 年、第 1 1 回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあったもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

令和3年12月1日

美瑛町農業委員会長

只 野 透

美瑛町農業委員

成 田 敦 志

美瑛町農業委員

打 田 佳 史